

日弁連市民のための法教育委員会事務局次長 張江亜希先生

## 成年年齢引下げの環境整備に関するヒアリング結果概要

- (法務省作成の特設ウェブサイトについて) ざっと拝見した限り、契約に関する法的な知識は網羅されていると思うが、法教育的な観点からいえば、契約締結のための「情報の分析・評価」といった資質・能力の育成という視点が若干欠けているように感じられた。  
※前提として、法教育とは、人が社会の一員として、法や司法制度及びこれらの基礎となっている価値を理解し、それらを使って、物事を多角的に捉え、考え、判断する力(「生きる力」)を育成することを目的とするもの、と考えている。
- 成年年齢に達すれば契約を締結することができるようになるが、契約とは複数の選択肢から契約締結の目的に合う目的物や相手方を「選択すること」であると考えている。  
色々な条件・情報がある中で、何を選択するか、その選択の判断材料となる情報のうちどの情報を重視・信頼するか(「情報の評価」)というのは若い人たちに習得してほしい資質・能力と考えている。
- 2022年に学習指導要領が改訂され、公共の科目が導入されるが、その改訂においては、
  - ①生きて働く知識・技能の習得
  - ②未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成
  - ③学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等の滋養との方向性が示されている。  
このうち、契約の締結(「何かを選択すること」)に関する資質・能力を身につけることは、①や②に対応するものと考えられる。
- 成年になるということは、自立した社会の構成員になることである。  
色々なことが自分の判断でできるようになるが、その反面、どういった判断をするのかということが重要になる。  
今の若い人たちは、直感で判断をしているような場面もあるようだが、自己の判断にどのようなメリットやリスクがあるのか、その上でより良い結論はどれかということを考え、判断する能力を習得してほしい。

- 成年年齢引下げに向けた学校教育現場においては、上記のような観点も取り入れた取組（法教育授業の全国的な展開）をすることが重要なのではないかと考えている。